

議案第 18 号

富津市土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について

富津市土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する条例の一  
部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 24 年 2 月 21 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 105 号）第 101 条により、土地区画整理法第 76 条に規定する事務の権限が県知事から市長に移譲されることに伴い、条例の一部を改正するものである。

富津市土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する条例  
の一部を改正する条例

富津市土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する条例（平成12年富津市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2の規定により、市が処理することとされた」及び「知事の権限に属する」を削る。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。